

大分地方裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成27年3月24日(木)午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分地方裁判所大会議室

3 出席委員

飯田伸二, 岡村邦彦, 杓掛和弘, 下郡恵美子, 白石 哲, 関根 剛, 園田浩二郎, 牧 真理子, 真鍋麻子(五十音順, 敬称略)

4 議事内容

【テーマ】裁判員制度について

- (1) 大分地方裁判所における5年間の裁判員裁判の実施状況と今後の広報活動についての説明
- (2) 大分県弁護士会の裁判員制度広報の取組状況についての説明
- (3) 意見交換(□:委員長, ◇:委員(学識経験者), ◆:委員(法曹関係者), ●:裁判所)
 - ◇ 裁判員裁判を実際に傍聴していると, 被害者に感情移入してしまい, 量刑が重くなりがちになるような気がした。裁判員に対してということで, 検察官, 弁護士双方とも, 丁寧な説明をしている印象を受けた。
 - ◇ 裁判員制度が始まって以降, 裁判所での刑事公判の受理事件数は減ったのか。
 - 裁判員制度が始まる前後で比較して, 当庁においては, 裁判所での刑事公判の受理事件数は減ってはいない。
 - 裁判員裁判を傍聴したとき, 被告人は, 定年まで真面目に働いて, ごく普通の人だったので, 2人を殺したとは到底思えない感じに見受けられた。事件を起こした経緯を聴いたとき, よくあり得る状況であったため, 誰でも事

件を起こす可能性があると感じた。さらに、事件を起こす前に誰かと相談したみたいであるが、その相談相手が裁判所や弁護士であれば、このようないたましい事件は起きていなかったかもしれないとも感じた。

- ◇ 裁判員裁判が始まる前は、多少法律を勉強していても、検察官と弁護人の法廷でのやり取りが何をやっているのか分からないという感じであったが、裁判員裁判になってからは、検察官と弁護人がパワーポイントを使用して説明するなどし、学校の授業を聴いているかのようにすごく分かりやすくなり、かなり変わったという印象を受けた。ただ、多くの方にとっては、「裁判はよく分からない」、「難しいことをやっている」という印象がまだまだ強いという気がしているので、今後その点を変えていくことによって、裁判員をやりたいくないという数字が良くなっていくのではないかといえる。
- ◇ 裁判員を経験した方の感想を実際に聞くと、「選ばれた最初は大変嫌だったが、裁判員に選ばれ実際に経験してみて、大変勉強になった」と言われていた。
- ◇ 裁判所で行っている小学生模擬裁判の回数を増やす、模擬裁判の対象の幅を広げる、地域に出て講義をするなどして、幅広く広報活動をしていく必要があると考える。
- ◆ 検察庁も、広報活動は重要であり、今後とも力を入れていかなければいけないと考えている。検察庁の広報活動としては、裁判員裁判に限らず、検察庁の業務を中心に説明している。具体的には、模擬裁判、模擬検事取調、業務の説明を行っており、模擬裁判及び模擬検事取調については中学校に出向いて行っている。この活動は数年前から行っており、今後も継続していく予定である。
- 中学生の感想はどうだったのか。
- ◆ 地元新聞にも掲載されたが、評判は大変良かった。

- 裁判員を経験した方が、「大変勉強になった」という積極的な感想があった点については、今後そのような感想がほかの方に伝わっていくことによって、裁判員になってもよいという方が増えていく方向に繋がっていけばよいと考える。
- 夏休みに行っている小学生模擬裁判の機会に、小学生が裁判所に来て、裁判官に実際に会うことによって、裁判所に対するイメージが良くなっていき、その中で、小学生に対して、将来裁判員になる可能性があるということを伝えていけたらよいと思っている。裁判所としては、裁判員制度の広報は重要であると考えているので、色々な意見を聞きながら、刑事部を中心に、積極的かつ効果的に行っていく予定である。
- 裁判員制度の導入の目的は、国民に刑事裁判を理解してもらい、国民に司法に対する信頼を深めてもらうということであったが、地方裁判所委員の方の話を聞いていると、この制度によって刑事裁判は分かりやすくなったという印象を持っていただいていると感じた。ただし、裁判員を経験された方の95パーセントは、「良い経験をした」という感想を持っているのに対して一般のアンケートで過半数が「裁判所には行きたくない」という感想を持っているというギャップをどうにかしなければならないと思っている。そういった裁判所に対するネガティブなイメージを良くするためには、広報のターゲットを小学校や中学生といった若い年代にしぼることも一つの方法であると考えている。
- ◆ 弁護士会では、裁判員裁判が始まる前から、日本弁護士連合会が主催する裁判員制度研修を行っており、そこで裁判員裁判事件における法廷弁護技術を勉強している。その研修には、毎年大分県弁護士会所属の弁護士も数人参加しており、参加した弁護士は、大分で行っている裁判員制度研修においてそれを還元することになっている。その研修は現在も続いており、裁判員に対し分かりやすい刑事裁判を常に目指している。

- 研修を行っている企業も多いと思われるので、そういった企業に出向いて裁判員制度に関する講義をするのは、かなり有益であるといえる。
- ◇ 広報のターゲットを誰にするか絞ることによって広報の方法とその効果も変わっていくと思われる。
- ◇ 裁判員候補者に選任された方を対象にした広報を行うことも一つの方法であるとする。
- 刑事裁判の傍聴者を増やすということも一つの方法だと考えるが、事前に、「刑事裁判事件を傍聴しに来てください」といった広報はできないか。
- 実際に一般の方から、刑事裁判を法廷に見にきていいのかという質問を受けることも多い。「刑事裁判における公判の傍聴は自由にできる」ということを広報していくことは大事であるとする。
- ◆ 検察庁では、裁判員裁判事件の公判期日の情報をホームページに掲載している。
- ◇ 傍聴者にとって分かりやすい事件と分かりにくい事件とが事前に分かっているかないと、傍聴する際に大変困惑する場合がある。事前に分かる方法はないのか。
- 事前に、裁判所の総務課に対し、傍聴したい希望の日程とどのような事件を傍聴したいのかということ連絡することによって、総務課のほうでその照会に対し回答し、場合によっては傍聴当日に案内をすることがある。
- ◇ 一般的には、どういった方が傍聴希望の連絡をしてることが多いのか。
- 一般的には、学生の保護者、PTA関係者、学校の先生、地区の団体などから連絡があることが多い。
- ◇ どのような事件を傍聴希望されることが多いのか。
- 争いのない事件で、1回で結審する事件を希望されることが多い。1回で結審する事件というのは、人定質問といった被告人が人違いでないことを確認する手続、起訴状を朗読する手続から検察官、弁護士、被告人の意見を述

べる手続までをいう。

- 夏休み小学生模擬裁判において、小学生が話し合っ出た結論はどうだったか。
- 午前中、午後の2回に分けて行い、小学生が話し合っ出た判決の結論は、午前中、午後とでは違うものであった。無罪、有罪を決めるに際しても色々な意見を出し合っ活発に話し合っ行っている様子であった。なお、模擬裁判のシナリオ自体は、小学生の意見が分かれてもいいようなものを使用した。
- ◇ 裁判員裁判で出た判決が控訴されると、自分たちの意見がどうなるのだろうかという不安を持たれる方がいらっしゃるといえる。そういった方に対して、「自分たちの意見が重要である」と思わせるような広報が必要なのではないかと考える。
- ◇ 企業としては、社員を労働時間を割いて刑事裁判を傍聴させるということになると、将来社員が裁判員裁判に選ばれたときに必ず役に立つとか、苦勞しないといったことが見えてこないとなかなか難しいといえる。企業に対して、そういったことを理解させるような広報を行っっていく必要があると考える。
- ◇ 広報のツールとして、グラフといったビジュアル面を工夫することも有益であるといえる。
- ◆ 弁護士会は、裁判員法の施行にあわせて法教育委員会を立ち上げて、積極的に小学生、中学生、高校生に法教育を行っている。これは、市民が法制度を小さいときから身近に感じてもらうことによって、裁判員制度に積極的に参加する動機付けになり、さらに、法教育を行うことによって、社会全体に対する法令遵守とか社会がきちんとしたルールのもとに運営されている意識を持つということに繋がっていくと考えている。この法教育委員会の活動は年々活発になっている。

- 企業の社員の方が裁判員裁判に参加することによって、企業にとってメリットになるということを伝えていくことは難しいといえる。裁判員裁判を経験した社員の方が司法制度を知ることによって、間接的であるが、企業運営にとっての裾野的な部分となっただけでかえってくるのではないかと考える。
- ◇ 企業の社員の方が加害者になることは少ないといえるが、交通事故といった被害者になることはいつでもあり得るといえる。そうすると、社員がそういった被害に巻き込まれたときに、社員をサポートするという視点からすると、企業としてはメリットがあるといえるので、そういった視点を踏まえて広報することも重要かといえる。
- ◆ 企業の社員の方が裁判員裁判に参加するというだけでは、それ自体は国民の義務であるので、直接企業にとってのインセンティブを考えるのは難しいといえる。裁判員制度を理解する一環として、裁判所の出前講義などを受けたということを企業として広報するといった社会貢献的なインセンティブがあるくらいであるといえる。

5 次回期日等について

(1) 日時

平成27年9月15日（火）午後3時から

(2) テーマ

裁判所を利用する障害を有する方への配慮について

(3) 場所

大分地方裁判所大会議室